

議案第186号

大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例案

大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設の項中

「

標識	1本につき 1年	5,000円
----	-------------	--------

」

を

「

標識	1本につき 1年	5,000円		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。） 第7条第2号に掲げる工作物	占有面積 1平方メートルに つき1年	6,300円	4,200円	2,800円
法施行令第7条第3号に掲げる 施設		近傍類似の土地の時価に0.028を 乗じて得た額		

」

に、「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。）第7条第2号」を「法施行令第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

一般道路に設ける太陽光発電設備等に係る道路の占用料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市道路占用料条例 (抄)

別表 (第 2 条関係)

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			道路の等級		
			特等	1 等	2 等
省 略		省 略	省 略		
法第32条	省 略	省 略	省 略		
第 1 項第	標識	省 略	省 略		
7 号に掲	<u>道路法施行令 (昭和27年政令第</u>	占用面積	6,300円	4,200円	2,800円
げる工作	<u>479号。以下法施行令という。)</u>	1 平方メ			
物、物件	<u>第 7 条第 2 号に掲げる工作物</u>	ートルに			
又は施設	<u>法施行令第 7 条第 3 号に掲げる</u>	つき 1 年	近傍類似の土地の時価に0.028を		
	<u>施設</u>		乗じて得た額		
	<u>道路法施行令 (昭和27年政令第</u>	省 略	省 略		
	<u>479号。以下法施行令という。)</u>				
	<u>第 7 条第 2 号に掲げる工事用施</u>				
	<u>第 4 号</u>				
	<u>設及び同条第 3 号に掲げる工事</u>				
	<u>第 5 号</u>				
	用材料				
	法施行令第 7 条	省 略	省 略		
	第 6 号に掲げる				
	<u>第 8 号</u>				
	施設				

法施行令第7条 第7号に掲げる 第9号 施設	省 略	省 略
法施行令第7条 第8号に掲げる 第10号 施設及び自動車 駐車場	省 略	省 略
法施行令第7条 第9号に掲げる 第11号 応急仮設建築物	省 略	省 略
法施行令第7条 第10号 に掲げる 第12号 器具		省 略
省 略		省 略

備考 省 略